

## 野鳥が死亡しているのを見つけたら

- 1 野鳥は、インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫を持っている場合がありますので、必要がないときは野鳥に触れないでください。
- 2 自宅の庭など、身近な場所で野鳥が死んでいるのを見つけたら、素手で触らず、その処理について、市町村役場にお問い合わせください。
- 3 野外で、複数の野鳥が死亡しているところを発見した場合は、その場所等の最寄りの総合支庁環境課にご連絡ください。

### 情報の連絡先・野鳥に関する相談窓口

| 担当部署      | 電話           | FAX          | 休日の連絡先       |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 村山総合支庁環境課 | 023-621-8425 | 023-621-8428 | 023-621-8288 |
| 最上総合支庁環境課 | 0233-29-1285 | 0233-23-2620 | 0233-29-1300 |
| 置賜総合支庁環境課 | 0238-26-6035 | 0238-26-6037 | 0238-26-6000 |
| 庄内総合支庁環境課 | 0235-66-5706 | 0235-66-4749 | 0235-66-2111 |

### ◎野鳥は様々な原因で死亡します

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

### ◎鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

※県ホームページ

『高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応について』

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050011/sizenkankyo/bird-influ.html>